

令和5年7月3日

経営者保証に関する取組方針

北海道信用金庫

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めないことや経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証をいただく場合には、当金庫はお客さまのご理解を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関して丁寧かつ具体的なお説明を行います。
3. 経営者保証をいただく場合には、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の経営者保証の変更・解除等のお申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的なお説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から重複して経営者保証は求めないこととしますが、重複して保証を求める場合には、保証契約の必要性等に関して丁寧かつ具体的なお説明を行います。
また、後継者となる方へ当然に経営者保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性について改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

経営者保証に関するガイドラインの詳細については以下のホームページをご参照ください。

●全国銀行協会：<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>